

課長	課長補佐	グループ長	課 僚	担 当
				HP公開用

磐田市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年11月16日(木) 午後2時00分から

2 開催場所 磐田市役所西庁舎3階304・305会議室

3 出席委員 1番 鈴木 則和 2番 佐野 一正 3番 角田 誠哉
 4番 稲垣 明久 5番 鈴木 千智 6番 溝口 貴也
 7番 石川 良二 8番 小城 寿子 9番 大箸千賀子
 10番 鈴木 茂仁 11番 澤田 和孝 12番 大橋 安男
 14番 石野 計美 15番 藤原 隆
 17番 池田 藤平 18番 鈴木 陽介
 19番 安田 正晃

4 欠席委員 13番 村田 暁之 16番 田中 昌孝

5 議事日程

- 第1 議事録署名人の氏名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第29号 農地法第3条の規定による許可について
 議案第30号 農地法第4条の規定による許可について
 議案第31号 農地法第5条の規定による許可について
 報告第32号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第33号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 報告第34号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
 報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6 事務局出席者 鈴木課長 新井主幹 水野主査 寺田主事

7 議 事

会長)

それでは、ただいまから11月定例会を開会いたします。在任委員19名中17名が出席していますので、本会は成立しております。議事日程第1の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ありませんか。

(異議なし)

それでは、10番鈴木 茂仁委員、11番澤田 和孝委員を指名します。議事録署名委員の方々は、来月の総会の際に事務局職員が作成した総会議事録を確認いただき、署名をしていただきます。次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の寺田さんを指名いたします。

議 長)

議事に入る前に、今月の議案書につきまして、訂正事項があるということですので、事務局から説明を求めます。

事 務 局)

議案書14ページ、整理番号2番の合計筆数が「■筆」になってますが「■筆」に訂正をお願いします。
訂正是、以上です。申し訳ありませんでした。

議 長)

それでは、議事に入ります。今月の議事の進行ですが、議案第29号「農地法第3条の規定による許可について」の整理番号1番につきまして、今月同時に上程されています、議案第31号「農地法第5条の規定による許可について」の整理番号1番の採決後に審議をお願いする案件となりますので、案件を前後して、議案第31号「農地法第5条の規定による許可について」を先に議案として上程します。なお、本審議案件の整理番号2番につきまして、議席番号■委員は、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」の規定により、この案件に限り、議事参与ができませんので、退席をお願いいたします。

(退席確認)

それでは、整理番号2番につきまして、事務局から説明を求めます。

事 務 局)

それでは、議案書4ページをご覧ください。

議案第31号「農地法第5条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し又はその他の権利を設定しようとする農地法第5条の規定により、次のとおり申請があつたので審議を求める。

令和5年11月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号2番、西南地区、申請地「前野■」、地目畠、面積■、宅地等■併用です。案内図及び配置図は9ページから10ページをご覧ください。賃貸借の権利設定の案件です。

賃貸人は、愛知県豊橋市■、賃借人は、前野■■■■■、転用目的は、残土置場及び碎石置場、普通車■台分の■■■■■駐車場で、碎石敷きです。

申請人は、申請地■側に本店住所を置き、■法人です。

申請人は、現在資材置場不足で大変困窮しており、駐車場も不足し不便しております。資材置場兼駐車場用地を確保したく、土地所有者に相談したところ、当地を貸してもらえることになり、申請するものです。

資材置場兼駐車場の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に見切りを設置し、雨水は場内に新設の集水枡を設置し、経由することで■側道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、街区に占める宅地等の面積の割合が40%を超えることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

以上で説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、举手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、举手をお願いします。なお、質問、意見等を発言される場合は、議席番号と氏名を言ってから発言するようお願いします。

[委員)

案内図を見ると、申請地に建物があると思いますが、元々許可は得ていますか。

事務局)

建築物がありましたが、申請前に是正をしてもらい、既に農地復元されております。始末書も提出してもらっております。

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第31号「農地法第5条の規定による許可について」の整理番号2番の案件につきまして、許可することに賛成の方は、举手願います。

(全員举手)

全会一致ですので、整理番号2番は、許可することに決定いたします。

(退席者入室)

続きまして、整理番号2番を除く案件を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局)

整理番号1番、北部地区、申請地「藤上原[■]」の一部、地目畠、面積は[■]m²です。
議案書は4ページ、案内図及び配置図は7ページから8ページをご覧ください。

使用貸人は、袋井市[■]、賃借人は、袋井市[■]、転用目的は、営農型太陽光発電施設、[■]Wパネル[■]枚を設置し、発電能力は[■]kw、支柱の設置面積[■]m²、下部農地面積[■]m²、栽培作物は[■]、3年間の一時転用で、[■]に初めて許可を受け、[■]回目の更新申請です。支柱[■]本、引込柱[■]本の合計面積です。

申請人は、袋井市[■]の栽培を行う認定農業者です。農地の上部を有効活用し、営農を行いながら、発電施設として転用の更新をしたく、申請するものです。下部農地の営農者については、引き続き申請者です。

発電施設の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること、最低高[■]mの支柱の上にパネルを設置、下部農地の遮光率は[■]%、[■]から、「本年収穫があり、収穫量も予定以上の結果が出ており、問題は見受けられない。」旨の意見書も添付されています。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいたたいております。

立地基準は、農用地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。

また、下部農地における営農の継続を前提としていること、パネルの角度、間隔等から見て農作物の育成に適した日照量を保つ設計となっており、農作業に必用な管理機等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること等が認められることから、許可相当と判断致します。

議案書5ページをご覧ください。

整理番号3番、豊田地区、申請地「笛原島 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED] m²です。案内図及び配置図は11ページから12ページをご覧ください。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、笛原島 [REDACTED]、譲受人は、笛原島 [REDACTED]、転用目的は、普通車 [REDACTED] 台分の自己用駐車場です。

申請人は、申請地 [REDACTED] 側で暮らしておりますが、現在の宅地内には駐車スペースが不足し不便をしているため、[REDACTED] に駐車場敷地が必要となり、土地所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

申請地には [REDACTED] が設置され、駐車場として利用されておりましたが、申請前に是正してもらい既に農地復元されております。

駐車場の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側には [REDACTED] 見切りが設置されており、雨水は自然浸透にすることから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の医療施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

次に、整理番号4番、豊岡地区、申請地「上神増 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED] m²です。案内図及び配置図は13ページから14ページをご覧ください。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、上神増 [REDACTED]、譲受人は、掛下 [REDACTED] [REDACTED]、転用目的は、自己専用住宅 [REDACTED] 棟 [REDACTED] m²、カーポート [REDACTED] 棟 [REDACTED] m²です。指定大規模既存集落内の自己用住宅の特例措置の都市計画課法許可済地です。

申請人は、市内のアパートに居住していますが、何かと手狭となり、[REDACTED] に自己用住宅を持ちたく、土地所有者に相談したところ、当地を譲ってもらえることになり、申請するものです。

住宅の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に [REDACTED] ブロックを設置し、生活排水は公共下水道へ放流し、雨水は [REDACTED] 側道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の医療施設があり、前面道路に2以上のライフラインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

以上で説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、举手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、举手願います。

[REDACTED])

先ほど事務局の説明の中で、[REDACTED]が既に設置されていたとおっしゃっておりましたが、違反転用で利用していたということですか。所有権の売買になっていますが、地権者は違反転用を見過ごしていたということですか。

事務局)

元々、駐車場利用しておりましたが、[REDACTED]を撤去し、農地復元して申請に至っております。

地権者は法令の認識不足で手続きをせず、今まで貸しておりました。しかし、地目は農地ということが分かったので、土地を整理する上で、適法にするために農地転用の許可申請をすることに至りました。

[REDACTED])

このような事案が他にもあると思いますので、農地の利用については広報等で周知徹底をお願いしたいと思います。

他に質問等もないようですので、採決を取ります。議案第31号「農地法第5条の規定による許可について」整理番号2番を除く案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

議長)

議案第29号「農地法第3条の規定による許可について」を議案として上程します。

事務局より説明を求めます。

事務局)

議案書1ページをご覧ください。

議案第29号「農地法第3条の規定による許可について」、農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条の規定により、次のとおり申請があつたので審議を求める。

令和5年11月16日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号1番は、農地法第5条、整理番号1番の営農型太陽光発電の上部パネルの区分地上権の案件となります。区分地上権とは、他人の土地の空間の一部の範囲を限定して工作物を使用するための権利のことを言います。

整理番号1番、北部地区、申請地「藤上原[REDACTED]」の一部、地目畠、面積[REDACTED]m²です。使用貸人は、袋井市[REDACTED]、使用借人は、袋井市[REDACTED]です。下部農地の所有者と上部パネルの所有者が異なるため、区分地上権を設定する案件となり、5条の申請者と同一の申請者となります。期間は、許可日から3年間です。

設定面積は、パネルの設置面積となります。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号2番、北部地区、申請地「向笠竹之内[REDACTED]」、地目畠、面積[REDACTED]m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、岩井[REDACTED]、譲受人は、向笠竹之内[REDACTED]、自作地[REDACTED]m²、貸付地[REDACTED]m²です。

譲受人は、[REDACTED]の栽培を行う専業農家です。自宅近傍の当地を取得し、営農したく、申請するものです。売買価格は、[REDACTED]です。取得後は、[REDACTED]の栽培を行う計画です。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

議案書2ページをご覧ください。

整理番号3番、東部地区、申請地「西之島 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED] m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、浜松市 [REDACTED]、譲受人は、西之島 [REDACTED]、自作地 [REDACTED] m²、借入地 [REDACTED] m²です。

譲受人は、[REDACTED]の栽培を行う専業農家です。自宅近傍の当地を取得し、経営基盤の安定化を図りたく申請するものです。売買価格は、[REDACTED]です。取得後は、[REDACTED]の栽培を行う計画です。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号4番、豊田地区、申請地「東名 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED] m²です。売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、東名 [REDACTED]、譲受人は、富里 [REDACTED]、自作地 [REDACTED] m²、借入地 [REDACTED] m²、貸付地 [REDACTED] m²です。

譲受人は、[REDACTED]の栽培を行う専業農家です。自宅及び借入地近傍の当地を取得し、経営規模の拡大を図りたく申請するものです。売買価格は、[REDACTED]です。取得後は、[REDACTED]の栽培を行う計画です。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

次に、整理番号5番、豊田地区、申請地「加茂 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED] m²です。贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、東京都千代田区 [REDACTED]、譲受人は、池田 [REDACTED]、借入地 [REDACTED] m²です。

譲受人は、[REDACTED]の栽培を行う認定農業者です。借入地及び自宅近傍の当地を取得し、経営規模の拡大を図りたく申請します。取得後は、[REDACTED]の栽培を行う計画です。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

審査したところ、農地法第3条第2項の各号の許可要件を全て満たしていると判断いたします。

以上で説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、举手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、举手をお願いします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可について」につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

議長)

次に、議案第 30 号「農地法第 4 条の規定による許可について」を議案として上程します。なお、本審議案件の整理番号 2 番につきまして、[REDACTED] は、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定により、この案件に限り、議事参与が出来ませんので、退席をお願いいたします。

(退席確認)

それでは、事務局から説明を求めます。

事務局)

議案書 3 ページをご覧ください。

議案第 30 号「農地法第 4 条の規定による許可について」、農地を農地以外のものにする農地法第 4 条の規定により、次のとおり申請があつたので審議を求める。

令和 5 年 11 月 16 日提出 磐田市農業委員会会長 大箸 千賀子

整理番号 2 番、福田地区、申請地「東小島 [REDACTED]」、地目田、面積 [REDACTED] m² です。案内図及び配置図は 3 ページから 4 ページをご覧ください。

申請人は、福田 [REDACTED]、転用目的は、農業用施設 [REDACTED] 棟 [REDACTED] m²、苗場 [REDACTED] m²、調整池 [REDACTED] m²、普通車 [REDACTED] 台分の作業員用駐車場です。

申請人は、[REDACTED] を中心に営農をしております。現在は [REDACTED] 敷地内に農業用施設がありますが、規模拡大のため対応できなくなり、近隣に騒音で迷惑をかけているため、施設を移設したく、申請するものです。

施設の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。雨水は調整池より排水し、許容放流量に制限して [REDACTED] 側水路に放流、雑排水は合併浄化槽を経由し [REDACTED] 側水路に放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも、特に問題なしとの報告をいたしております。

立地基準は、農用地区域内農地の不許可の例外に當る、農業用施設用地に供するものであることから、許可相当と判断いたします。

以上で説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明は、ありませんでしょうか。補足のある方は、挙手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第 30 号「農地法第 4 条の規定による許可について」の

整理番号2番の案件につきまして、許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

全会一致ですので、整理番号2番は、許可することに決定いたします。

(退席者入室)

続きまして、整理番号2番を除く案件を議案として上程します。事務局から説明を求めます。

事務局

整理番号1番、北部地区、申請地「寺谷■番」の一部、地目畠、面積は■m²です。案内図及び配置図は1ページから2ページをご覧ください。

申請人は、寺谷■、転用目的は、営農型太陽光発電施設、■w太陽光パネル■枚を設置し、発電能力■kw、パネルの設置面積■m²、下部農地面積■m²、栽培作物は■、■年間の一時転用で、■に初めて許可を受け、■回目の更新申請です。転用面積は、支柱■本、引込柱■本、井戸ポンプ■式の合計面積です。

申請人は、■の栽培を行う専業農家です。農地の上部を有効活用し、営農を行いながら、発電施設として転用したく、申請するものです。下部農地の営農者は、申請者と同じです。

発電施設の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること、最低高■mの支柱の上にパネルを設置、下部農地の樹の遮光率は■%、■から「適正な土壤条件であれば、営農型発電設備下でも十分生育すると考えます。」旨の意見書も添付されています。

地元の事前審査会では、申請者に参加をしてもらいました。委員さんたちから「樹が枯れている箇所がある、雑草が生えている状況である」という意見があつたため、枯れている箇所は成木に植え替える又は追加で苗木を植えるなどの対策を行い、除草作業も徹底してもらうよう直接指導いたしました。今後も事務局が定期的に現場を見て、必要に応じて申請者に対して指導を行います。

立地基準は、農用地の不許可の例外に当たる、申請に係る農地を仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で、当該農地を供することが必要と認められるものであり、かつ、農振整備計画に支障を及ぼす恐れのないものであること。

また、下部農地における営農の継続を前提としていること、パネルの角度、間隔等から見て農作物の育成に適した日照量を保つ設計となっており、農作業に必用な管理機等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていること等が認められることから、許可相当と判断致します。

次に、整理番号3番、豊田地区、申請地「宮之一色■」、地目畠、面積■m²、雑種地■m²併用です。案内図及び配置図は5ページから6ページをご覧ください。

申請人は、宮之一色■、転用目的は、普通車■台分の貸駐車場で、碎石敷きです。

申請人は、申請地■側の■です。■の駐車場不足によって、■に自宅から歩いて来てもらうことなど不便をかけており、足腰のよくない方もいる中で駐車場の設置は急務であるため、申請するものです。

貸駐車場の規模や配置計画は適当、資金計画も妥当と思えること。農地側に見切工を設置し、雨水は地下浸透及び■側と■側の道路側溝へ放流することから、周辺農地への影響は軽微と思えること。

担当農業委員からも特に問題なしとの報告をいただいております。

立地基準は、申請地から概ね500m以内に2以上の教育及び公共施設があり、前面道路に2以上のライフルインがあることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断いたします。

以上で説明を終わります。

議長)

地元の委員から、事務局の説明に、何か補足説明はありませんでしょうか。補足のある方は、举手をお願いします。

(補足説明なし)

それでは、質疑に入ります。発言のある方は、举手をお願いします。

[委員)

整理番号1は、事前説明会で申請者に直接、草が生えているので除草してくださいと伝えたら、草も肥料だと反論する立場に出ました。こういう案件はどうすればいいですか。

事務局)

ご本人の農業の仕方は色々あると思いますが、雑草が生えて、周りに迷惑をかけている状況になってしまふと、やはり周辺農地に与える影響は大きいと思いますので、除草作業の徹底は必要だと思います。地元の農業委員さんからも除草作業の徹底が必要というご意見がありますので、事前審査会の場で直接指導しましたが、今後も必要に応じて指導していきたいと考えております。

[委員)

固定価格買取制度は20年だと思いますが、20年を過ぎれば買取期間が終了すると思いますが、営農型太陽発電施設自体はどうなるのか。売電している人が、農業委員会に一時転用申請してれば施設は継続できる認識でよいか。

事務局)

20年を過ぎると、固定価格買取時の10分の1とかになってしまうなど、安い値段でありますが買い取っていただけるケースはあると聞いております。ただ、採算のとれるような金額にはならないというふうに聞いております。営農型太陽光施設の一時転用の回数制限については特にないため、一時転用期間の更新の許可申請をしてもらい、適切に営農がされているのか、地域の平均反収の収量8割を満たすなどの要件に合致しているのかを農業委員会で審査した上で許可を出していく流れだと認識しております。

質疑等もないようですので、採決を取ります。議案第30号「農地法第4条の規定による許可について」の整理番号2番を除く案件につきまして、許可することに賛成の方は、举手願います。

(全員举手)

全会一致ですので、許可することに決定いたします。

以上で、農地法の審議を終了いたします。

事務局)

議案書6ページから9ページをご覧ください。

報告第32号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、このことについて、農地法第3条の3第1項の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和5年11月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、北部地区、届出地「見付 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED] m²です。被相続人は、見付 [REDACTED] を、相続人は、見付 [REDACTED] を含め、[REDACTED] 件の相続の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書10ページをご覧ください。

報告第33号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第4条第1項第7号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和5年11月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、北部地区、届出地「富士見町 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED] m²です。届出者は、西貝塚 [REDACTED] 、転用目的は敷地拡張を含め [REDACTED] 件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書11ページから13ページをご覧ください。

報告第34号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について」、このことについて、農地法第5条第1項第6号の規定に基づき届出を受理したので報告する。

令和5年11月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

受理番号1番、北部地区、届出地「見付 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED]、合計面積 [REDACTED] m²です。譲渡人は、東京都豊島区 [REDACTED] 、譲受人は、見付 [REDACTED] 、転用目的は、自己用住宅を含め、賃借権設定の案件 [REDACTED] 件、所有権移転の案件 [REDACTED] 件の届出を受理しましたので、報告いたします。

議案書14ページから15ページをご覧ください。

報告第35号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、農地の賃借権の合意解約がなされ、農地法第18条第6項の規定による通知があつたので、次のとおり報告する。

令和5年11月16日提出 磐田市農業委員会事務局長 鈴木 和彦

整理番号1番、北部地区、土地の所在「匂坂中 [REDACTED]」、地目畠、面積 [REDACTED] m²です。賃貸人は、匂坂中 [REDACTED] 、賃借人は、匂坂新 [REDACTED] 、耕作者変更のための解約を含め、[REDACTED] 件の通知を受理しましたので、報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長)

ただいまの報告第32号から第35号について、ご質問、ご意見等がございましたらお願ひします。

(質問、意見なし)

質問、ご意見等は、ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

全体を通して、ご質問、ご意見等がございましたらお願ひします。

他に質問、ご意見等は、ないようです。

以上で、今月の農地法に関する審議案件並びに報告案件の議事を終了いたします。

審議終了(午後2時40分)

協議事項

ありません。

報告事項

ありません。

連絡事項

- ・農地移動適正化あっせん委員会の開催について

終了 (午後2時45分)

上記のとおり決する。

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人